

キャリアネットワーク倫理規定

2006年5月21日制定

1、目的及び趣旨：

本倫理規定はキャリアネットワークが行うあらゆるキャリアカウンセリング(以下カウンセリングという)に関し、キャリアカウンセラー(以下カウンセラーという)が守るべき最低のルールを定めたものである。したがって、この倫理規定に定めが無いからといって通常、社会では守るべきものとされているルールを守らなくて良いというものではない。

2、遵守事項

カウンセラーは以下の事項を守らなくてはならない

カウンセリングに当たっては誠実さを忘れないこと(誠実義務)

知りえたクライアントに関する情報を他の者に漏らさないこと。また、カウンセリング以外に利用しないこと。(守秘義務)

クライアントに関する情報をいかなる媒体でも、やたらに持ち運ばないこと(紛失防止義務)

また、電子的にコピーし、メール等で発信しないこと(個人情報保護義務)

カウンセラーの助言、指導を受けるかどうかの選択権はクライアントにあり、また選択した結果発生する事項についての責任はクライアント自身にあることを自覚すること(クライアントの自己決定権・自己責任尊重義務)

カウンセリングに当たっては、いかなる場合でも特別な私的感情をもって行わないこと。その恐れがある場合はカウンセリングを中止するか、他のカウンセラーに依頼すること(私的関係の排除)。

Webカウンセリングを行う場合は、ネチケットを守ること(ネチケット遵守義務)

3、違反行為に対する処置

本規定に違反すると認められた場合は、キャリアネットワークの利用停止等の処置を行う。

このため、別にキャリアネットワークに倫理委員会を設置する。

4、附則

本規定は平成18年5月21日より発効する

以上

倫理委員会運営規定

2006年5月21日制定

1、目的

キャリアネットワーク倫理規定に違反した行為が認められた場合に、その行為が利用停止等に相当するかどうか等の審査を行い、その行為に対する処置を審査決定する。

2、開催の決定

委員会はキャリアネットワーク利用者により発議され、代表がこれを決定する。

3、委員の構成

委員は委員長を含め5名で構成し、決定は多数決とする。

委員はキャリアネットワーク会員より、総会において選出し、任期は2年とする。また、委員長は委員の互選により選出する。

4、処置の種類

利用停止；重大な倫理規定違反と認められた場合

嚴重注意；軽微な倫理規定違反と認められた場合。ただし、2回以上の嚴重注意を受けた場合は重大な倫理規定違反として取り扱い、利用停止の処置とする。

5、処置の最終決定

倫理委員会の審査結果の報告を受けて、キャリアネットワーク運営委員会は処置の最終決定を行い、本人に処置を通知する。

6、不服の申し立て

キャリアネットワーク運営委員会からの通知を受け、その処置に不服がある場合はキャリアネットワーク運営委員会に不服を申し立てることが出来る。この場合は、倫理委員会、キャリアネットワーク運営委員会合同の会議を開催し取扱いを協議する。

7、附則

本規則は平成18年5月21日より発効する